

一般社団法人守谷市スポーツ協会正会員規程

令和3年4月1日
スポーツ協会規程第18号

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人守谷市スポーツ協会（以下「スポーツ協会」という。）定款第7条第1項に基づき、正会員に関し必要な事項を定めるものとする。

(正会員)

第2条 正会員は、加盟団体の代表者（当法人成立時に守谷市体育協会の各部門代表者であったもの）をもって充てることとする。

2 正会員は、スポーツ協会の社員となり、社員総会の議決権を有する。

(入会)

第3条 新たにスポーツ協会に正会員として入会しようとするものは入会申込書（様式1）を提出し、理事会の承認を得なければならない。

(入会金及び会費)

第4条 正会員の入会金及び会費は、社員総会で金額を決定する。ただし、スポーツ協会の設立当初における入金及び会費については、次に掲げるとおりとする。

(1) 正会員の入会金は、無料とする。

(2) 会費は、年会費として1,000円を納入するものとする。

(3) 会費については、その全額を当法人の活動に必要な経費に充てるものとする。

(会員期間)

第5条 正会員の会員期間は、4月1日から3月31日までとし、新たに加盟した会員については、会費の納入日から当該年度最終日までとする。

第6条 この規程の施行について、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。